

<契約要綱>

取扱職種の範囲等									
紹介手数料の額 (消費税抜き価格)	採用者の採用年度における理論年収の 35% なお、理論年収は、第 4 条により交付された労働条件通知書の写しに基づき、通勤費を除く全ての諸手当及び賞与を含めて算出するものとする。								
紹介手数料支払時期	採用決定者の入社月の 15 日までに受理した請求書については、受理した月の翌月 20 日（同日が銀行休業日の場合、翌銀行営業日）までに、15 日を過ぎて受理した請求書については、受理した月の翌々月 20 日（同日が銀行休業日の場合、翌銀行営業日）までに支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。								
紹介手数料の返還	返還額： <table border="1"> <thead> <tr> <th>退社時期（入社日起算）</th><th>返還額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 か月以内</td><td>紹介手数料の 60%</td></tr> <tr> <td>1 か月を超え 3 か月まで</td><td>紹介手数料の 40%</td></tr> <tr> <td>3 か月を超え 6 か月まで</td><td>紹介手数料の 20%</td></tr> </tbody> </table> 返還期限： 甲の乙に対する紹介手数料の返還請求は、当該採用決定者の退職日後、2 か月以内に甲が乙に文書で申し出るものとする。ただし、甲の乙に対する返還請求が 2 ヶ月を超えたことにより甲の乙に対する返還請求権は失われるものではない。	退社時期（入社日起算）	返還額	1 か月以内	紹介手数料の 60%	1 か月を超え 3 か月まで	紹介手数料の 40%	3 か月を超え 6 か月まで	紹介手数料の 20%
退社時期（入社日起算）	返還額								
1 か月以内	紹介手数料の 60%								
1 か月を超え 3 か月まで	紹介手数料の 40%								
3 か月を超え 6 か月まで	紹介手数料の 20%								